

(2) 各健全化判断比率等の状況

① 実質赤字比率

H30 : - (実質赤字額なし)
(早期健全化基準：3.75% 財政再生基準：5%)

計算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計等 = 一般会計及び公営企業を除く特別会計
標準財政規模 = 本県の標準的な一般財源の規模

実質赤字比率は、一般会計等の資金不足額の大きさを示す指標です。今回の決算では、行財政改革アクションプラン終了後においても引き続き歳出削減対策及び歳入確保対策を実施した結果、黒字を維持しました。

② 連結実質赤字比率

H30 : - (連結実質赤字額なし)
(早期健全化基準：8.75% 財政再生基準：15%)

計算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

連結実質赤字額 = 一般会計等及び公営企業会計の資金不足額の合計額

連結実質赤字比率は、一般会計等だけでなく、公営企業会計を含む全会計の資金不足額の大きさを示す指標です。本県で該当する会計は、一般会計等のほか、「国民健康保険特別会計」、「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」、「流域下水道特別会計」で、いずれも実質赤字、資金不足は生じませんでした。

③ 実質公債費比率

H30 8.2% (H29 : 10.0%)
(早期健全化基準：25% 財政再生基準：35%)

計算式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

準元利償還金=次の合計額

- ・満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金相当額
- ・公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
- ・組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
- ・公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
- ・一時借入金の利子

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を示す指標で、大きいほど公債費等の負担が重く、財政運営が厳しくなります。
今回の決算では、前年度より1.8ポイント改善しました。

④ 将来負担比率

H30 206.1% (H29 : 199.1%)
(早期健全化基準 : 400%)

計算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(充当可能基金額・特定財源見込額・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

将来負担額=次の合計額

- 一般会計等の30年度末地方債現在高
- 債務負担行為に基づく支出予定額
- 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
- 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
- 退職手当支給予定額
- 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- 受益権を有する信託に係る一般会計等の負担見込額
- 設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等の負担見込額
- 連結実質赤字額
- 組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額 = 上記に充当可能な基金

将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標です。今回の算定では、前年度より7.0ポイント悪化しました。

⑤ 資金不足比率

H30 : - (資金不足額なし) (経営健全化基準: 20%)

計算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

資金の不足額

【法適用企業】 (流動負債+建設費等以外に充当した地方債の現在高-流動資産)

【法非適用企業】 (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設費等以外に充当した地方債現在高)

事業の規模

【法適用企業】 営業収益の額-受託工事収益の額

【法非適用企業】 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足額の大きさを示す指標です。

本県で該当する会計は、「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」、「流域下水道特別会計」で、いずれも資金不足は生じていません。

参考

○ 財政健全化法

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務づけられた。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「早期健全化基準」以上となると自主的な改善努力による「財政健全化団体」、「財政再生基準」以上となると国の関与による確実な再生を求められる「財政再生団体」となる。

○ 財政健全化団体

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「財政健全化団体」となり、「財政健全化計画」を作成することが義務づけられる。当該計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告し、実施状況を毎年度議会に報告し、公表することが義務づけられる。

○ 財政再生団体

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生団体」となり、「財政再生計画」を作成することが義務づけられる。当該計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ協議し、同意を求めることができる。総務大臣の同意がない場合、災害復旧事業等を除き、起債が制限される。